

# Intellectual Property

## Newsletter No.101

### Contents

#### 特許侵害

「紫外線吸収剤(UVA)の分子量700以上」という構成を有する  
数値限定発明について、文言侵害及び均等侵害が否定された事例

知財高裁(4部)令和7年3月4日判決〔紫外線吸収剤(UVA)分子量事件〕

#### 審決取消

医薬用途発明に係る引用発明の認定が特許庁と  
裁判所で異なった事例

知財高裁(4部)令和7年2月13日判決〔運動障害治療剤事件〕

#### 商標法

不使用取消請求において通常使用権者による使用が  
問題となった事例〔肯定〕

知財高裁(1部)令和7年2月26日判決〔「CONART」事件〕

#### 不正競争

将棋棋戦のリアルタイム配信が不法行為を構成すると  
認められた事例

大阪高裁(8部)令和7年1月30日判決〔囲碁将棋チャンネル事件〕

## 特許侵害

「紫外線吸収剤(UVA)の分子量700以上」という構成を有する  
数値限定発明について、文言侵害及び均等侵害が否定された事例

知財高裁(4部)令和7年3月4日判決(令和6年(ネ)第10026号)裁判所ウェブサイト  
(紫外線吸収剤(UVA)分子量事件)

和田 祐以子

PROFILEはこちら

## 1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする発明に係る特許(特許第4974971号。本件特許)の特許権者であるXが、Yに対し、Y製品(紫外線吸収剤(UVA)C42H57N3O6の分子量が699.91848である熱可塑性樹脂組成物)の製造販売等が本件特許の侵害に当たると主張して、特許法100条1項、2項に基づくY製品の製造販売等の差止め及び廃棄、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案です。

本件各発明(請求項1及び6に係る発明)は以下のとおりです。

## 【本件発明1】

1A:ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも1種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、

1B:ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤と、

1C:を含み、

1D:110°C以上のガラス転移温度を有する

1E:熱可塑性樹脂組成物。

1F:ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格((2-ヒドロキシフェニル)-1,3,5-トリアジン骨格)である。

## 【本件発明6】

6A:ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも1種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、

6B:ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤と、

6C:を溶融混合して、

6D:110°C以上のガラス転移温度を有する熱可塑性樹脂組成物を得る、

6E:熱可塑性樹脂組成物の製造方法。

6F:ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格((2-ヒドロキシフェニル)-1,3,5-トリアジン骨格)である。

## 2. 原判決(大阪地裁)

本件の原判決は、①文言侵害について、本件各発明に用いられるUVAの分子量の計算において、本件明細書に分子量の計算方法や整数値とする根拠の記載はなく、算出された分子量について特定の桁(整数値)に丸めることが技術常識であるとも認められないとして、Y製品の分子量は、分子量が700以上のUVAではなく、文言侵害は成立しないと判断しました。また、②均等侵害について、数値をもって技術的範囲を限定し、その数値に設定することに意義のある発明(数値限定発明)は、特段の事情のない限り、その数値による技術的範囲の限定が特許発明の本質的部分に当たると解すべきとした上で、本件各発明におけるUVAの分子量が700以上であることが本件各発明の本質的部分であるとして、Y製品のUVAの分子量との相違点は本件各発明の本質的部分に係る差異であるとして、均等論の第1要件を充足しない旨判示しました。これに対し、Xが控訴しています。

## 3. 本判決(知財高裁)

本判決は、①文言侵害については原判決と同様、文言侵害が成立しないとし、②均等侵害については原判決と異なり、均等論の第1要件は充足するものの、第5要件(意識的除外等の特段の事情がないこと)が充足されないとして、均等侵害は成立しないと判断しました。判断内容は以下の

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには拠られるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

とおりです。

#### 【文言侵害】

- ▶ 特許請求の範囲は、特許発明の技術的範囲を画するものであり(特許法70条1項)、第三者の予測可能性を保障する「権利の公示書」としての役割が求められるものである。したがって、その解釈は、特許法固有の観点を抜きに行うことはできない。このような観点から考えるに、本件で問題となっている「(紫外線吸収剤の分子量)700以上」という数値範囲は、権利者(X)が、権利範囲を画定するために自ら定めたものであり、特許発明の技術的範囲に属するものと属さないものを、一線をもって区分する線引きにほかならない。そうである以上、上記数値範囲の下限である「700」は、切り下げられた小数点以下の端数も、切り上げられた小数点以下の端数も持たない、本来の意味での整数値と解釈するのが相当である。
- ▶ 数値範囲にこれと異なる趣旨、役割を持たせたいのであれば、特許請求の範囲又は明細書に、分子量の計算方法や小数点以下の数値の処理等を説明しておくべきである。本件明細書等にはそのような記載がない。

#### 【均等侵害】

##### (第1要件)

- ▶ Y製品の分子量は699.91848であり、本件各発明の構成要件1B、6Bの「分子量が700以上」という数値範囲に含まれない。しかし、上記数値範囲は、(実施例の記載も鑑みるに、)臨界的意義を有するものではなく、本来、本件各発明の作用効果との関係で技術的意義を有する分子量は、ピンプットの700ではなく、かなり広い幅にまたがる数字と考えられるところ、いわば「切りのよい数字」として「700以上」という数値限定を採用したものと理解される。そして、紫外線吸収剤としての性質が分子量699.91848の場合と700の場合とで実質的に異なるとは考え難いものと認められる。そうすると、上記分子量の相違は、本件各発明の本質的部分に関するものとはいえないと解される。均等論の

第1要件は充足する。

##### (第5要件)

- ▶ 均等論の第5要件とは、「対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと」である(最高裁判平成10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁)。
- ▶ 化合物の分子量が、その分子を構成する原子の原子量の和に等しく、小数第4位又は第5位の数字で示される原子量記載の数値として算出されるということは、本件特許の出願日当時の技術常識であった。他方で、Xは、本件特許の特許請求の範囲の請求項1及び6の「分子量が700以上の紫外線吸収剤」との構成の数値範囲について、「700以上」という整数値をあえて使用しており、分子量700という数値に臨界的意義も認められないから、当該数値はXがいわば任意に選択して定めたものといえる。また、Xとしては、その数値範囲を「699.5以上」とすることや、分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたのに、あえてそのような手当もしていない。これは、小数点以下の数値は、技術的に意味のある数字でないという理解に加え、法的にも特段の含意がないことを前提とするものである。
- ▶ Xが特許請求の範囲において分子量を「700以上」とする数値範囲を定めたということは、「700以上」か「700未満」という線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「700」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当であり、均等論の第5要件は充足されない。

#### 4. コメント

本件は、クレームのうち特許出願審査過程において補正等が行われていない部分について、均等侵害の第5要件の「特段の事情」を認め、均等侵害を否定した点に特徴があり、ご紹介させていただきました。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 審決取消

## 医薬用途発明に係る引用発明の認定が特許庁と裁判所で異なった事例



水野 真孝

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和7年2月13日判決(令和5年(行ケ)第10093号、10094号)裁判所ウェブサイト  
(運動障害治療剤事件)

## 1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「運動障害治療剤」とする特許(特許4376630号。「本件特許」)について、原告ら(「X」)が特許無効審判を請求したところ、特許庁は本件特許に係る発明(「本件発明」)が進歩性を有するため、請求不成立とする審決(「本件審決」)をしたことから、Xが本件審決の取消しを求めた事案です。

裁判所は、本件発明が進歩性を有すると認定し、Xの請求を棄却しました(「本判決」)。本件審決と本判決は、本件発明の進歩性を認めるという結論においては同じですが、引用発明の認定に異なる点があるため、以下では引用発明の認定について紹介いたします。

## 2. 本件発明及び本件審決における引用発明の認定

本件発明の請求項は以下のとおりであり、本件発明はいわゆる医薬用途発明と呼ばれるものです。

(E)-8-(3,4-ジメトキシスチリル)-1,3-ジエチル-7-メチルキサンチンを含有する薬剤であって、

前記薬剤は、パーキンソン病のヒト患者であって、L-ドーパ療法において、ウェアリング・オフ現象および/またはオン・オフ変動を示すに至った段階の患者を対象とし、

前記薬剤は、前記L-ドーパ療法におけるウェアリング・オフ現象および/またはオン・オフ変動のオフ時間を減少させるために前記患者に投与され、

前記薬剤は、前記L-ドーパ療法においてL-ドーパと併用して前記対象に投与される、

ことを特徴とする薬剤。

他方、引用文献(「甲3」又は「甲イ3」。これに記載の発明を「甲3発明」)は、パーキンソン病患者においてテオフィリンを投与した

効果の試験に係る報告で、臨床/科学ノートの形式による全1頁で記載されたレポート(タイトルの日本語訳は「テオフィリンは進行期パーキンソン病患者において『オン』時間を増加させる」)であるところ、本件審決においては、甲3には、「L-ドーパ療法におけるウェアリング・オフ現象および/またはオン・オフ変動のオフ時間を減少させるために患者に投与され」る用途発明としての「薬剤」であることについて開示がされているため、かかる点は一致点であると認定しました。その上で、本件発明と甲3発明の相違点は、本件発明では、アデノシンA<sub>2A</sub>受容体アンタゴニストが、「(E)-8-(3,4-ジメトキシスチリル)-1,3-ジエチル-7-メチルキサンチン」であるのに対し、甲3発明では、「テオフィリン」である点のみであると判断しました(なお、その上で当該相違点の容易想到性を否定し、本件発明に進歩性を認めました。)

## 3. 裁判所の判断

裁判所は、医薬用途発明に係る引用発明の認定に当たって、引用発明が用途発明として認められるか否かの一般論について、以下のとおり判示しました(下線部は筆者による。以下同じ)。

▶ 特に医薬の分野においては、機械等の技術分野と異なり、構成(化学式等をもって特定された化学物質)から作用・効果を予測することは困難なことが多く、対象疾患に対する有効性を明らかにするための動物実験や臨床試験を行ったり、あるいは、化学物質が有している特定の作用機序が対象疾患に対する有効性と密接に関連することを理解できる実験を行うなど、時間も費用も掛かるプロセスを経て、実施可能性を検証して、初めて用途発明として完成するのが通常である。

▶ このこととの平仄から考えても、引用発明が用途発明と認められるためには、単に、引用発明に係る物質(薬剤)

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

が、対象とする用途に使用できる可能性があるとか、有効性を期待できるとか、予備的な試験で参考程度のデータながら有望な結果が得られているといったレベルでは足りず、当該物質(薬剤)が対象用途に有用なものであることを信頼するに足るデータによる裏付けをもって開示されているなど、当業者において、対象用途における実施可能性を理解、認識できるものでなければならぬというべきである。このように解さないと、上記のようなプロセスを経て完成された実施可能性のある医薬用途発明が、実施可能性を認め難い引用発明によって、簡単に新規性、進歩性を否定されることになりかねず、その結果は不当と考えざるを得ない。

上記を踏まえ、裁判所は甲3について検討し、甲3発明が、「進行期パーキンソン病患者におけるオフ時間の持続を減少させるため」に使用できる(実施可能である)と当業者が理解、認識するものであるとは認められないというべきであるとして、本件審決が一致点と認定した「L-ドーパ療法におけるウェアリング・オフ現象および／またはオン・オフ変動のオフ時間を減少させるために患者に投与される」用途発明としての「薬剤」である点を相違点と認定しました(なお、当該相違点及び本件審決において認定された相違点について、容易想到性を否定し、進歩性を認めました。)

▶ まず、甲イ3は、その試験が、本件明細書の実施例1で採用する「ランダム化・プラセボ対照・ダブルブラインド試験」と比べると精度が低い「オープン試験」で行われているというだけでなく、試験を完了した患者数も9名と少ない上、臨床／科学ノートの形式による全1頁での報告にすぎず、そのため、論文(フルペーパー)の形式であれば当然記載されるはずの試験の方法についての詳細な記

載がなく、試験に参加した患者等におけるバイアス(投与されている薬が効くという思い込みなど)の防止が図られているか否かさえ把握することができず、また、どのようにオン・オフ時間を測定したのか等についての基本的な情報もなく、その正確さを検証することができない。

▶ 上記のような内容及び形式の甲イ3(全1頁で試験の概要のみを示した臨床／科学ノート)は、それ単独で信用できる臨床試験結果と評価することは困難であり、本来、これを受けて、甲イ3の著者や他の研究者らによって、論文(フルペーパー)の形式で、テオフィリンのオフ時間減少効果の有無について進行期パーキンソン病患者で試験した報告に進むことが想定されるのに、そのような報告に至っていない。このような点にも照らすと、甲イ3の試験結果は、上記医薬用途を示すものとしては、不十分といわざるを得ない。甲イ3の著者自身も、進行期パーキンソン病患者におけるウェアリング・オフ現象／オン・オフ変動について、「テオフィリンが治療上有効である」とか、「テオフィリンを用いれば治療薬を提供できる」とまで述べているわけではない。

▶ さらに、KW-6002<sup>1</sup>などの、テオフィリンよりも強力で選択的なアデノシンA<sub>2A</sub>受容体アンタゴニストを各種パーキンソン病モデル動物に投与することで、パーキンソン病症状に対するアデノシンA<sub>2A</sub>受容体の阻害作用の影響を確認することが行われてはいたものの、それらのモデル動物はウェアリング・オフ現象／オン・オフ変動を生じていたものではなく、テオフィリンが有する複数の作用のうちの一つでもあるアデノシンA<sub>2A</sub>受容体の阻害作用が、L-ドーパ療法を受ける進行期パーキンソン病患者においてL-ドーパの作用時間を延長させる(オフ時間を減少させる)効果をもたらすという、ウェアリング・オフ現象／オン・オフ変動についての作用機序が存在することについて、本

<sup>1</sup>(E)-8-(3,4-ジメトキシステリル)-1,3-ジエチル-7-メチルキサンチン(本件発明における有効成分)。

次ページへ続く ▼

件優先日当時には具体的に明らかになっていなかった。

- ▶ そうすると、甲3発明の薬剤が、「進行期パーキンソン病患者におけるオフ時間の持続を減少させるため」に使用できる(実施可能である)と当業者が理解、認識するものであるとは認められないというべきである。

#### 4. まとめ

以上のとおり、本判決において、裁判所は、引用発明が用途発明であるといえるための基準として、当業者において、対象用途における実施可能性を理解、認識できるものでなければならないとし、そのためには当該物質(薬剤)が対象用途に有用なものであることを信頼するに足るデータによる裏付けがされているといったレベルの開示が必要であることを判示しました。本判決は、医薬用途発明の新規性、進歩性を検討するに当たっての引用発明の認定に関して参考になると思われます。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによつて依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 商標法

不使用取消請求において通常使用権者による使用が  
問題となった事例〔肯定〕

知財高裁(1部)令和7年2月26日判決(令和6年(行ケ)第10061号、同10062号、同10063号)  
裁判所ウェブサイト〔「CONART」事件〕

杉野 文香

PROFILE [はこちら](#)

## 1. 事案の概要

本件は3つの商標に係る商標権(本件商標①～③)の共有者であるXが商標法50条に基づく不使用取消審判における取消審決(本件審決)の取消しを求め、知財高裁が本件審決を取り消した事案です。商標法50条1項は、「継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる」と規定しています。

## 【本件商標①～③】

①		洋服など(第25類)
②		帽子、その他の被服など(第25類)
③		洋服、かばん類など (第25類、第18類)

本件商標はXとAの共有であるところ、AはBに対して本件商標③の使用を許諾しており、Bは以下のロゴ(本件ロゴ)を使用したスウェットシャツを展示会に出展し、「CONART LOGO」との記載があるパンフレット(本件パンフレット)を配布していました。



特許庁は、以下の理由から、本件商標の登録を取り消す

べきであるとの判断を示しました。

- ・Bとのライセンス契約書(本件契約書)にはX及びXの代表者の記載がないため、商標法35条で準用する特許法73条3項で規定する共有者の同意があるとは言いがたい。また、本件契約書に記載の商標番号は本件商標①②とは異なる。
- ・Bによる本件ロゴを使用したスウェットシャツの展示は、商標法2条3項8号の使用行為に該当するとしても、その使用者が特定できないため、商標権者、専用使用権者、又は通常使用権者のいずれもが本件商標①～③を使用しているとは認められない。
- ・本件商標①②と本件ロゴは明確に相違する。

## 2. 知財高裁の判断

知財高裁は、主にBによる本件商標①～③の使用に係る共有者の同意の有無について特許庁とは異なる判断を示し、継続して三年以上日本国内において通常使用権者であるBが指定商品について本件商標①～③を使用しているとして、本件審決を取り消しました。

## (1) Xの許諾の有無

本件契約書にはX及びX代表者の氏名の記載はないものの、以下の事情から、本件商標①～③のライセンスの供与についてXの同意があったと優に認められると判断されました。

- ・本件契約書には、大要「AはBに対し、Xが日本における商標権、著作権及び商品化権を有し、AがXの委託を受けて管理する標章を、Bが日本国内においてアパレル

<sup>1</sup> 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

[次ページへ続く](#) ▼

ウェア、雑貨類に使用することを非独占的に許諾する」と明示されている。

- ・各社代表者の陳述書から、Bとのライセンス契約締結時にはXの代表者が海外にあり、署名等ができないという事情があったため、Xの同意を得たうえで、Aの代表者だけで行われたという事情が認められる。
- ・Aの決算報告書等によると、当該ライセンス契約に係るロイヤリティーと認められる金額が期間化権料として、そのうちの50%が未払金として計上され、Xに海外送金されている。
- ・本件契約書には、許諾対象の商標として本件商標③の他に本件商標③の外枠のないロゴも対象として記載されているところ、当該ロゴ及び本件商標③は、いずれも楕円状の赤枠内に「CONART」の文字を含むものであり、X及びAは、それらを使用許諾するに当たり「CONART」やその日本語読みの「コナート」の文字を含む商標を使用することも想定されていたといえる。

## (2)使用行為の有無

不使用取消審判における商標の使用は、登録された商標と社会通念上同一と認められる商標の使用であれば足りると考えられているところ、以下の理由から、本件商標①～③は使用されていると判断されました。

- ・展示されたスウェットシャツ等に表示された本件ロゴは本件商標③と社会通念上同一である。
- ・本件パンフレットに記載された「CONART LOGO」について、「CONART」と「LOGO」との間に空白が設けられており外観上区別されていることや、造語である「CONART」部分に意味があり「CONART」部分を分離観察することは可能であることから、「CONART LOGO」と本件商標②は社会通念上同一である。

- ・「CONART」の欧文字とその日本語読みである「コナート」の片仮名を二段書きした構成である本件商標①は「CONART LOGO」と社会通念上同一である。

## 3. コメント

三年間継続して日本国内において商標権者や使用権者による登録商標の使用がない場合には不使用取消審判請求がなされる可能性があります。また、商標権が共有されている場合、一共有者が第三者との間でライセンス契約を締結していたとしても、他の共有者の同意がない限り、当該第三者の使用は商標権者から使用を許諾されたものとはいえ、商標権者が商標を使用していない場合には、不使用取消が認められるリスクがあります。本件は、使用権者による使用をめぐり、共有者の同意の有無について特許庁と知財高裁で判断が異なった事案になります。知財高裁では、関係者の陳述書や決算報告書等の資料を踏まえて共有者の同意が認定されましたが、共有された商標権をライセンスする場合には、共有者の同意を含め契約書で対応しておくことが好ましいです。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによ拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 不正競争

## 将棋棋戦のリアルタイム配信が不法行為を構成すると認められた事例



田中 想音

PROFILE [はこちら](#)

大阪高裁(8部)令和7年1月30日判決(令和6年(ネ)第338号、同年(ネ)第1217号)裁判所ウェブサイト  
〔囲碁将棋チャンネル事件〕

## 1. 事案の概要

本件は、X(一審原告・被控訴人<sup>1</sup>)が、Y(一審被告・控訴人)に対し、Xが配信した将棋の棋戦に関する動画(「本件動画」)に対してYが行った著作権侵害の申告(「本件申告」)が不正競争防止法(「不競法」)2条1項21号の不正競争に当たると主張して、Xが配信した動画がYの著作権を侵害する旨を第三者に告げることの差止めや損害賠償等を求めた事案です。

Yは、インターネット上で、囲碁、将棋の実況中継等の番組を有料で動画配信する等の事業を営む株式会社であり、本件動画の対象となった棋戦の主催者のひとりとして、他の主催者と共同してその開催・運営費用を負担していました。

Xは、ユーチューブ等の動画配信サービスにおいて棋戦のいわゆる評価値放送を配信し収益を上げている動画配信者です。本件動画は、Xが出演し、Yが配信する将棋の実況中継から得た情報を基に、即時に、自ら用意した将棋盤面に各対局者の指し手を表示するなどして、視聴者が、視聴者同士やXとのチャットでのコミュニケーションを行う内容でした(ただし、本件動画内にYが配信する動画の映像、画像、音声そのものは表示されませんでした)。

Yは、Xの請求に対し、本件動画がYの著作権を侵害するものではないことについては争わなかったものの、Xによる本件動画の配信がYの営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成することを理由に、本件申告はXの「営業上の利益」(不競法3条及び4条)を侵害するものではないと主張しました。

## 2. 第1審判決

第1審判決(大阪地裁令和6年1月16日判決(令和4年(ワ)第11394号)<sup>2</sup>)は、本件動画で利用された棋譜等の情報が公表された客観的事実であり、原則として自由利用の範疇に属する情報であること、Yが証拠提出した棋譜利用にかかるガイドラインはXに対して法的拘束力を生じさせるものではないこと等を理由として、本件動画の配信がYに対する不法行為に該当するとのYの主張を斥け、Xの請求を一部認容しました。

## 3. 控訴審判決

これに対し、控訴審判決は、棋戦の主催や棋譜情報の利用等について日本将棋連盟、新聞社・通信社、Y等の主催者が構築しているビジネスモデルについて詳細な認定を行った上で、大要次のとおり判示したうえで、Yが棋戦をリアルタイムで配信するときになされたXによる本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱してYの営業上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為を構成すると判断し、Xの請求を棄却しました。

- ▶ 棋戦を主催する日本将棋連盟は、棋戦を放送・配信する権利を許諾することで収益を上げ、これにより棋戦を主催するための開催・運営費用を賄っており、また、上記許諾を受けたYら放送配信事業者は、当該棋戦を有償配信し、これにより棋戦の配信の権利の許諾を受けるために負担した協賛金ないし契約金を回収し、さらに利益を上げようとするというビジネスモデルが採用されている。
- ▶ 日本将棋連盟がリアルタイムの棋戦の放送・配信につ

<sup>1</sup> 本件ではXによる附帯控訴もなされていますが、本稿の内容には関連しないため、記載を省略しています。

<sup>2</sup> [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/676/092676\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/676/092676_hanrei.pdf)

[次ページへ続く](#) ▼

き、このようなビジネスモデルを採用する理由は、同連盟の目的を達成するための事業をする上で、将棋はスポーツ競技のように大きな会場を用意して入場者から入場料を徴収することで開催・運営費用等を賄うことができないことから、会場を用意する主催者として物理的に独占できるリアルタイムの棋譜情報を、Yのような放送配信事業者を介して将棋ファンに提供することで、将棋ファンから上記放送配信事業者を介して対価を徴収し、これにより開催・運営費用等を賄うとともに利益を上げ、もって将棋文化の向上発展に寄与しようとしているものと考えられる。

- ▶ これに対し、Xによる本件動画の配信は、対価を支払ってYから配信を受ける将棋ファンを減少させるものであって、このことによってYに対して直接的に損害を生じさせるものであるし、また、このような行為が多数の動画配信者によって繰り返されるなら、Yの収益構造でもある日本将棋連盟がよって立つ上記ビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねないものといえる。
- ▶ Xは、本件動画の配信に当たり、Yから有料で配信を受けていたというのであるから、上記のとおり日本将棋連盟のビジネスモデルに組み込まれたYの収益構造を理解していたはずであり、そうすると本件動画を将棋ファンに無料で配信し視聴させることが、その反射としてYから有料で配信を受けていたはずの将棋ファンを減少させ、その結果がYに損害を与えることも認識していたと認められる。そればかりか、Xが、本件動画の配信前からリアルタイムの棋譜情報を提供する動画配信をしており、かつ、これを禁じようとする日本将棋連盟のビジネスモデルの在り方を批判し、本件動画の配信を適法とすることで、そのビジネスモデルが崩壊してもやむを得ないような主張すらしていることからすると、Xは、上記のような動画配信をすることで日本将棋連盟及びそのビジネスモデルに組み込

まれたYを害する目的すらあったことさうかがえる。

- ▶ Xは、YのみならずX同様の棋戦の動画配信者と棋戦の配信を巡って競争する関係にあるといえるが、Yはそのため多額の費用負担をしているわけであるし、他の棋戦の動画配信者は主催者の定めるところに従い、リアルタイムでの棋譜情報そのものを配信せず他の部分で工夫をして視聴者を惹きつけることで視聴者獲得の競争をしていることがうかがえるから、一視聴者としての費用を負担するのみでリアルタイムの棋譜情報を取得し、これを動画配信において利用することで視聴者にアピールして収益を上げ、しかも、これによりYに対して故意に損害を与えているXによる本件動画配信は、明らかに上記競争の枠外の行為をしているものといえることができる。

#### 4. まとめ

本件は事例判断ですが、著作権侵害には該当しないことに争いのない動画配信行為につき、不法行為の成立が肯定された事案として実務上参考になるため、ご紹介する次第です。

本件では、控訴裁判所が、棋戦の主催に関するビジネスモデルに着目し、Yのような放送配信事業者の立ち位置や収益構造を詳細に認定した上で、Xにおいて、当該ビジネスモデルを認識していたにとどまらず、Yを害する目的すらあったことさうかがわれることや、他の動画配信者は棋戦主催者が定めるルールに従って配信を行っているとの事情があったと認定したことが、第1審と控訴審で判断が分かれたポイントであると考えられます。他方で、本判決の射程を理解するにあたっては、本判決が、不法行為に基づく損害賠償請求を認容した事例ではなく、不競争法2条1項21号を理由とする請求に関して、著作権侵害の申告がXの「営業上の利益」を侵害するか否かが問題となった事例であることに留意が必要と考えられます。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。